

## <GHS>

Q GHS 制度における他国との調和に向けた取組について教えていただきたい。

A 調和の流れは非常に重要であり、そのための法制度の改正に向け韓国も積極的に取り組んでいる。韓国の GHS 制度は、有害化学物質管理法（TCCA）に基づくものであり、国連で提案されているシステムに沿った形で対応している。また、他国の動きと調整するために猶予期間を設けている。

Q 韓国における GHS の分類基準は、一部の物質について 3 つに細分化された分類区分を適用していないが、それらの物質に対して日本の分類基準による MSDS やラベルを適用してよいか確認したい。

A 例えば、急性水生毒性に関しては、3 つに細分化された基準を適用せずにより厳しい分類を適用している。これは韓国独自の分類基準の適用方法であるが、それに従っていただきたい。なお、TCCA では 550 以上の化学物質に対し、GHS 分類と労働者への対応を指定している。

Q 日本の GHS の分類によるラベル及び MSDS を韓国への輸出品に適用した場合、韓国の労働安全衛生法等関係する法令違反となるのか教えてもらいたい。

A 基本的には韓国の法令に従っていただきたい。

Q GHS に基づく既存化学物質の分類作業について、その概要、分類の対象とする物質の選定の基準、分類結果の規則化について教えてほしい。

A GHS の概要は配布資料を参照願いたい。基準は TCCA に従っている。労働安全衛生法については所管ではないが、関連法令でハザードの分類と表示内容が規定されており、いくつかの関連情報は、労働部等の WEB で公開されているので参照願いたい。なお、日本では政府による GHS の分類結果は参考情報であるのに対し、韓国では、有害化学物質管理法（TCCA）において環境部が行なう「有毒物」の分類、表示結果に関して、適用が義務付けられている。

## <アーティクル（成形品）中の化学物質の取扱い、韓国版 R o H S >

Q アーティクル中又は機械に内蔵される化学物質は TCCA の適用範囲内かどうか確認したい。TCCA 第 3 条は適用除外の化学物質を記述した条項であるが、アーティクル中又は機械に内蔵される化学物質に関する記述はないので、アーティクル中または機械に包含される化学物質は適用除外ではないと考えられるが、この解釈は正しいか。

A アーティクルに関しては、適用除外である。新規化学物質に関して、TCCA 第 9 条による「化学物質確認」の実施や「確認内訳書」の提出は必要なく、「有害性審査免除確認申請」だけを行えばよい。また、機械に内蔵される化学物質については、その内蔵されている状態によってケースバイケースで対応することになるので、詳細は韓国化学物質管理協会（KCMA）と相談していただきたい。

Q 欧州では REACH によりアーティクル中の化学物質についても規制対象となっているが、韓国では、(a) アーティクル中の意図的に放出される可能性がある化学物質について、MSDS やラベルを用いたサプライチェーンの川下への情報伝達義務はあるか、(b) アーティクル中の高懸念性物質（SVHC）の届出義務はあるか、確認したい。

A いずれについても、韓国では義務付けている法令はない。

Q 韓国版 RoHS により電気製品へのリサイクルマーク貼り付け規制は導入する予定があるか教えてほしい。

A 今のところ、導入の予定はないと思う。

Q 韓国版 RoHS に関し、2007 年 10 月に計画されていた大統領決定での公表が遅れていると認識しているが、今後の予定を教えてほしい。

A 大統領決定は 11 月に公表されると思う。施行は 2008 年の 1 月からであるが、猶予期間を 3 年間としている。欧州の RoHS と同様に 6 物質が対象である。

#### <その他>

Q 関係各省が共同で作成した内分泌攪乱化学物質に関する 5 カ年計画について教えてもらいたい。

A 内分泌攪乱化学物質に関する 5 カ年計画については、1999 年から環境部、海洋水産部、食品医薬品安全庁、農林部で協議を進めてきた。それと並行してモニタリングを行い、影響調査を実施している。2006 年に策定した 5 カ年計画（2007-2011）では、これまでのモニタリング結果をレビューし、タスクフォースを立ち上げるようになっている。現在、WWF が疑わしい物質としてリストアップしている 67 物質を基にして対策を進めている。

Q TCCA 第 17 条に「流通量および排出量の調査」が含まれているが、（1）その概要、（2）対象化学物質を選定する基準、（3）対象とする業種又は企業の選定の基準、（4）化学物質の混合物の供給先に対して TRI の報告のために対象となる化学物質の組成を通知する方法を教えてほしい。

A 概要については、プレゼンテーションの資料を参照願いたい。基準については、TCCA に従っており、例えば、内分泌攪乱化学物質について 380 種を選定している。対象とする業種は、36 分類の従業員数 30 名以上の事業所であり、現在のところ水及び大気環境への影響を考慮して 2700 程度の事業所を選定している。また、化学組成に関しては日本の PRTR と同様の方法である。

Q 少量の新規化学物質の申出免除制度に関し、現行の年間 100kg から、日本と同様の 1000kg に改定する予定はあるか確認したい。

A 予定はない。なお、韓国は製造又は輸入事業者当たり年間 100kg 以下であるのに対し、日本では国内全体（全事業者合計）で年間 1000kg 以下となっている。